

# 千葉県認知症等行方不明SOSネットワーク事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、認知機能の低下等により行方不明となった高齢者（若年性認知症の者を含む。以下同じ）について、保健、医療、福祉及び関係機関との密接な連携のもと、千葉県認知症等行方不明SOSネットワーク（以下「SOSネットワーク」という。）を構築することにより、行方不明者の早期発見並びに生命及び身体の安全確保を図ることを目的とする。

## (構成)

第2条 SOSネットワークを構成する関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

## (事業内容)

第3条 前条の関係機関等は、次の情報伝達及び搜索活動を実施する。

- (1) SOSネットワークを利用しようとする家族等（以下「申請者」という。）は、千葉県SOSネットワーク利用申請書（様式第1号）により申請する。
- (2) 各警察署及び千葉県は、千葉県SOSネットワーク発見依頼書（様式第2号）により発見依頼を行う。
- (3) 千葉県は、申請者の同意があった場合、行方不明者の情報をSNS、防災行政無線、ちばし安全・安心メール、市ホームページで周知する。
- (4) 身元不明者を発見・保護した場合、各警察署及び千葉県は、千葉県SOSネットワーク身元確認依頼書（様式第3号）により身元確認依頼を行う。
- (5) 身元不明者の発見及び身元確認の手配解除は、千葉県SOSネットワーク依頼解除通知（様式第4号）による。

## (個人情報)

第4条 SOSネットワークで使用する個人情報は、当該事業の目的以外に使用してはならない。

- 2 SOSネットワークで提供する個人情報は、その目的が達成された場合速やかに廃棄することとする。

## (関係機関等の役割)

第5条 各関係機関等の役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 町内自治会連絡協議会
  - ・ 搜索活動への協力に関すること。
  - ・ 市民に対するSOSネットワークの普及・啓発に関すること。
- (2) 民生委員児童委員協議会
  - ・ 搜索活動への協力に関すること。
  - ・ 市民に対するSOSネットワークの普及・啓発に関すること。
- (3) 社会福祉協議会
  - ・ 搜索活動への協力に関すること。

- ・会員及び市民に対するＳＯＳネットワークの普及・啓発に関すること。
- (4) その他の団体等
  - ・捜索活動への協力に関すること。
  - ・利用者及び顧客に対するＳＯＳネットワークの普及・啓発に関すること。
- (5) 千葉県警察部及び警察署
  - ・所在不明の現場周辺の捜索活動に関すること。
  - ・各関係機関等に対する捜索活動及び指導に関すること。
  - ・他の警察署への通報に関すること。
  - ・保護状況の把握と各団体等との調整に関すること。
  - ・ＳＯＳネットワーク事業の実施における手配事務に関すること。
- (6) 消防局
  - ・管内消防署に対する通報及び捜索活動への協力に関すること。
  - ・捜索範囲の拡大に伴う捜索協力に関すること。
  - ・救急車により収容した場合の応急的救護及び関係機関等への収容並びに連絡に関すること。
- (7) あんしんケアセンター
  - ・捜索活動への協力に関すること。
  - ・市民に対するＳＯＳネットワークの普及・啓発に関すること。
- (8) 介護老人福祉施設
  - ・一時収容に関すること。
  - ・市民に対するＳＯＳネットワークの普及・啓発に関すること。
- (9) 千葉市
  - ・捜索活動に関すること。
  - ・ＳＮＳの配信、防災行政無線の放送に関すること。
  - ・市民に対するＳＯＳネットワークの普及・啓発に関すること。
  - ・近隣市との連絡調整に関すること。
  - ・各関係機関等の情報整理及び連絡調整に関すること。
  - ・ＳＯＳネットワーク事業の運営事務に関すること。

(事務局)

第6条 事務局を保健福祉局健康福祉部地域包括ケア推進課に置く。

(その他)

第7条 各関係機関等の内部連絡網については、それぞれの事情に合わせ関係機関ごとに作成するものとする。

2 捜索に伴うチラシ等の作成については、申請者が行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は千葉市、千葉市警察部、千葉中央警察署、千葉東警察署、千葉西警察署、千葉南警察署、千葉北警察署との間において協議のうえ、関係機関等に協力を要請するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。